

都道府県等における合議制の機関について

平成 23 年 9 月 21 日

内閣府障害者施策担当

○障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抄）

（都道府県等における合議制）

第 36 条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。以下同じ。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

※下線部は改正部分

1. 趣旨

権利条約では、地方における監視機関（モニタリング機関）につき、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置することを要請している（同条約第 33 条第 2 項）。

監視機関（モニタリング機関）の設置については、締約国の法律上及び行政上の制度に従うとされているところであるが、権利条約の理念に沿った施策を実効的に担保することがその目的であることに鑑みれば、我が国においては、障害者施策の実施主体として都道府県や市町村はその重要な役割（自立支援法に基づく支給決定等）を担っていることから、地方においても監視機関（モニタリング機関）を設置することが望ましい。

よって、都道府県等に置かれる「地方障害者施策推進協議会」に、当該都道府県等における施策の実施状況の監視機能を追加する旨の改正措置を講ずる。

※市区町村（指定都市を除く。）における地方障害者施策推進協議会の設置状況は、全体の約 43.4%となっている。（平成 22 年 3 月時点）

2. 内容

(1) 「地方障害者施策推進協議会」を「審議会その他の合議制の機関」とすることについて

改正前の地方障害者施策推進協議会の名称については、以下の理由により、「審議会その他の合議制の機関」に改めることとしたものである。

- ① 都道府県等において法律に基づき置かれている会議体について、「委員会」という名称は、一般的にいわれる行政委員会（教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会等）に用いられていること。
- ② 都道府県等に置かれる機関の名称は、地域主権の考え方を踏まえ、個々の地方公共団体の判断に委ねることが適切。

(2) 監視の対象を「障害者に関する施策の実施状況」とした理由

国においては、各大臣が法律の定めるところにより、行政事務を分担管理しているところであり、障害者政策委員会が置かれる内閣府は、障害者基本計画の策定及び推進に関することをその所掌事務としている（内閣府設置法第 4 条第 3 項第 44 号）ことを踏まえ、本委員会については、障害者基本計画の推進を図る観点から、その実施状況を監視の対象としているところ。

他方、地方公共団体においては、その長が、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行していることから、地方公共団体に置かれる審議会その他の合議制の機関については、監視の対象を都道府県（市町村）障害者計画の実施状況のみならず、障害者に関する施策の実施状況を監視の対象とするものである。

（３）関係行政機関の意義（第 36 条第 1 項第 3 号）

・改正前の第 26 条第 2 項第 3 号における「関係行政機関」の意義

改正前の第 26 条第 2 項第 3 号における「関係行政機関」は、関係のある他の国の機関又は地方公共団体の機関を包括的に指すという意味で解釈され運用しているところであり、具体的には、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関の委員に、国（地方支分部局（都道府県労働局））や地方公共団体（知事部局や教育委員会）の職員、都道府県立の特別支援学校の職員が就任した例がある。

（４）審議会その他の合議制の機関に勧告事務を追加しない理由

新たに国に設置される障害者政策委員会については、障害者基本計画の実施状況の監視の実効性を担保するため、必要があると認めるときに、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとしているところ、他方で、審議会その他の合議制の機関については、条約の趣旨を踏まえ、障害者に関する施策の実施状況の監視事務を追加することとするが、当該事務の実効性を担保するための必要な措置は、地域主権の考え方を踏まえ、個々の地方公共団体の判断に委ねることとしたもの。

（５）審議会その他の合議制の機関の調査審議事務に「～の諮問に応じ」を追加しない理由

（４）と同様に、委員会運営の具体的な考え方については、地域主権の考え方に鑑み、個々の地方公共団体の判断に委ねることとしたもの。

（６）第 2 項を追加した理由

障害者施策における当事者参画を促進する観点から、施策の基本方針を定める第 10 条第 2 項において、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない旨を新たに規定しているところ。

このような趣旨を踏まえ、地方に置かれる審議会その他の合議制の機関についても、国に置かれる障害者政策委員会と同様、委員の任命に当たっ

ては障害者の実情を踏まえた調査審議ができるよう配慮すべき旨を規定しているところ。